

久喜市議会
令和8年9月定例会議
市長提出議案質疑通告

令和8年9月15日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 20 号 令和7年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について】

通告第 2 号	宮崎 あき	議員		1
通告第 3 号	大橋きよみ	議員		1
通告第 4 号	猪股 和雄	議員		2
通告第 6 号	新井 兼	議員		3
通告第 7 号	瀬川 泰祐	議員		4
通告第 8 号	渡辺 昌代	議員		4
通告第 10号	杉山 鎮夫	議員		5
通告第 13号	川辺 美信	議員		5
通告第 15号	奈良 政宏	議員		6
通告第 16号	坂本 和久	議員		7
通告第 17号	杉野 修	議員		7

【議案第 28 号 令和7年度久喜市下水道事業会計決算認定について】

通告第 6 号	新井 兼	議員		9
---------	------	----	-------	---

【議案第 29 号 令和8年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について】

通告第 1 号	田村 栄子	議員		10
通告第 2 号	宮崎 あき	議員		10
通告第 4 号	猪股 和雄	議員		10
通告第 7 号	瀬川 泰祐	議員		10
通告第 8 号	渡辺 昌代	議員		11
通告第 13号	川辺 美信	議員		11
通告第 15号	奈良 政宏	議員		13

【議案第 39 号 久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 8 号	渡辺 昌代	議員		14
---------	-------	----	-------	----

【議案第 40 号 久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例】

通告第 1 号	田村 栄子	議員		15
通告第 2 号	宮崎 あき	議員		15
通告第 3 号	大橋きよみ	議員		15
通告第 4 号	猪股 和雄	議員		16
通告第 8 号	渡辺 昌代	議員		16
通告第 12号	速山 武士	議員		17
通告第 13号	川辺 美信	議員		17
通告第 17号	杉野 修	議員		17

【議案第 42 号 久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例】

通告第 4 号	猪股 和雄 議員	18
通告第 7 号	瀬川 泰祐 議員	18

【議案第 43 号 久喜市老人福祉センター条例を廃止する条例】

通告第 4 号	猪股 和雄 議員	19
通告第 5 号	福井奈穂美 議員	19

【議案第 44 号 久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例】

通告第 6 号	新井 兼 議員	20
通告第 9 号	成田ルミ子 議員	20
通告第 11 号	井上 忠昭 議員	21

【議案第 45 号 久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例】

通告第 17 号	杉野 修 議員	22
----------	---------	----

【議案第 46 号 久喜市都市公園条例の一部を改正する条例】

通告第 4 号	猪股 和雄 議員	23
通告第 8 号	渡辺 昌代 議員	23

【議案第 47 号 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

通告第 14 号	園部 茂雄 議員	24
----------	----------	----

【議案第 49 号 指定管理者の指定について（久喜市クリーンセンター余熱利用施設及び久喜市本多静六記念公園）】

通告第 4 号	猪股 和雄 議員	25
通告第 8 号	渡辺 昌代 議員	25
通告第 17 号	杉野 修 議員	25

【議案第 51 号 久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について】

通告第 7 号	瀬川 泰祐 議員	26
---------	----------	----

【議案第 52 号 久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託について】

通告第 1 号	田村 栄子 議員	27
---------	----------	----

【報告第 27 号 専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）】

通告第 4 号	猪股 和雄 議員	28
---------	----------	----

【報告第 30 号 賃貸借契約の締結の報告について（久喜市公共施設（69施設）LED
照明賃貸借）】

通告第 4 号 猪股 和雄 議員 29

○ 通告第2号 宮崎 あき 議員

(1) ホームページ及び広報くきの広告収入 会社名・契約期間について

ア 令和7年度から、市ホームページの広告掲載料を月額10,000円から15,000円に引き上げたが、月額料金の改定により総収入は増額となった一方、延べ契約数は前年度より減少している。この現状をどのように評価しているか。

イ 単価引き上げが地元事業者等の掲載機会の縮小につながったと考えるが、収益と利用機会のバランスをどう考えているか。

(2) 管理職への女性登用の状況 職階別の職員数と女性数、女性率について

ア 令和8年4月1日現在では、7級（部長級）の女性割合が上昇した一方、6級（副部長級）が前年度の18.9%から13.9%へと5ポイント減少しているが要因を伺う。

イ 6級が減少することで、将来的な部長級候補が不足するのではないかという懸念について、市はどのように考えているのか。

ウ 女性が昇任をためらう背景には管理職の業務負担の重さがあると言われるが、令和7年度における管理職の時間外勤務の実績と、負担軽減に向けた具体的な取組みを伺う。

(3) 職員に対する「カスハラ」の訴えの件数について

ア 令和7年度の件数が87件と、令和6年度の28件から大幅に増加した主な要因をどのように考えているか。

イ 87件のうち、警察への通報・相談や法的な手続きに至った事案は何件か。

ウ 特に「身体的・精神的攻撃（8件）」について、組織として職員を守るために、どのような対応をおこなったのか実績を伺う。

エ カスハラを理由とした、職員健康支援室や臨床心理士への相談件数及び病気休暇等の状況について伺う。

○ 通告第3号 大橋 きよみ 議員

(1) P220～P221 8 ひとり親家庭自立支援事業 養育費確保支援補助金

ア 養育費を確実に受け取れる環境を整えることは、子どもの生活を支え、子どもの権利を守る取組であるとする。令和7年度の利用実績を踏まえ、必要な方が制度につながるための周知について、どのような課題を認識し検討したか伺う。

イ 令和8年4月から法定養育費制度が施行された。法改正によって養育費確保の仕組みが強化された一方で、公正証書等による取決めや養育費の継続的な履行を確保するための支援は、引き続き重要であるとする。令和7年度の事業実績を踏まえ、法改正後における本補助金の役割をどのように捉えているのか伺う。

○ 通告第4号 猪股 和雄 議員

- (1) 普通会計全体の歳出、性質別経費で、維持補修費は4億9,683万円で構成比0.7%、前年比▲1億4,581万円、▲23%となった。過去の維持補修費の削減が、学校などの公共施設の老朽化と破損、道路や交通安全施設（路面標示も含めて）などの改修の遅れにつながってきた。2024年度はようやく前年度比12%増で性質別構成比1%を確保したが、2025年度は支出額・構成比とも前年度よりも低下した。

ア 公共施設や公共インフラの維持補修費は、市民の安全安心、アセットマネジメントの観点、予防的保全の観点からも、先送りや削減はするべきではない。義務的経費と同様に優先的に財源を確保すべきものと考え、市の見解を問う。

イ 道路の補修や路面標示の補修などは、市内をブロックに分けて順次改修を進めている。道路舗装の破損や路面標示が消えていても直ちには改修されないで、10数年で一巡するという計画が示されているが、これでは「事後補修」のやり方が変わっていないことになる。

破損が明らかになったら速やかに改修・補修を進めるためにも、道路舗装や交通安全施設の維持管理費は減額するべきではない。交通安全施設の補修工事費（3,969万円）も道路補修工事費（1億6,014万円）も前年とほとんど同額（いずれも約200万円増）であるが、これではこれまでの事後補修を踏襲するだけであって、予防的補修へ転換することはできないのではないか、市の認識を問う。

- (2) 障害者雇用の拡大

ア 2025年度は精神障害者を1名採用したとあるが、勤務時間や業務内容の割り当てや指導、ジョブコーチの配置など、どのように配慮しているか。

イ 2024年度に続いての採用となったが、毎年、障害者の新規採用を積極的かつ継続的に進める方針と理解してよいか。

ウ 知的障害者の採用に向けて、引き続きどのような検討を進めているか。

- (3) 附属機関の委員選任について

ア 公募委員が3割に満たない審議会等が、昨年度の5から1に減った（国保運営協議会）ことを評価する。公募を3割にするためには国保運営協議会条例の定数を改正するか、公益委員の一部を公募にしなければならないが、認識を問う。

イ 女性委員が30%に達していない審議会で、特に「防災会議」に女性委員を専任する意義は大きい、現実には43人中6名、14%に減ってしまった。理由と認識を問う。女性委員を増やすために、何をしてきたか。

条例上の定数は50名であり、「自主防災組織を構成する者、学識経験のある者」から女性委員を選任すべきであるが、いかがか。

- (4) 要援護者見守り支援事業【決算調書 P114】

ア 見守り支援事業の登録者が、年々減少していて、2025年度は2,268人で、前年度より約200人減少し、特に久喜地区で120人減少した。また、久喜地区以外の3地区合わせて700人あまりしか登録していないで、全体的に減少が続いている。

各地区ごとに、2025年度の新規登録者数を明らかにされたい。

新規登録者、名簿の更新、災害時にどのように対応するかについて、区長や民生委員に

どのように周知しているか。

イ 見守り支援事業の意義が、民生委員や高齢者・障害者の家族当事者にも知られていないのではないか、認識を問う。

ウ 「広報くき」やホームページでの定期的呼びかけ、高齢者の団体や障害者団体への呼びかけ、転入者、高齢者、新規の障害者手帳取得者等に対してお知らせの機会を設けるなど、制度の周知や呼びかけを積極的に行うべきである。特に、災害発生時の安否確認や避難支援の際に必要な制度だということを基本に、広げるべきである。見解を問う。

エ 調書に「災害時における地域の救援体制の強化が図られるとともに、平常時の見守り活動を通じて地域福祉の増進を図ることができました。」と記されているが、現実には登録者が減り続けているので、「強化が図られ」「地域福祉の増進が図られ」ていると言えるのか。認識を問う。

オ 個別避難計画、個別支援プランの策定状況を明らかにしていただきたい。その中で災害時に、福祉避難所に避難するとしているのは何人か。

(5) 配食サービス事業【決算調書 P479】

配食サービスの登録者数が2021年627人から、昨年は477人と4年で150人減少している。

ア 原因をどのように分析しているか。

利用者負担額を300円から200円へと引き下げたが、それでも増えないのはなぜだと考えているか。

イ 実際に配食サービスを受けている利用者、ホームヘルパー、ケアマネ等から、食事に関する評判や感想を聞いているか。幅広くアンケートを行ってはいかがか。

ウ これまで、高齢者に安価で安心安全な食事の提供、栄養改善、安否確認の役割を果たしてきたが、市の事業として配食サービスを増やそうとしているのか。

それとも民間の弁当事業の拡大によって配食サービスの機能は代替できると考えているか。

○ 通告第6号 新井 兼 議員

(1) P112 デジタル推進事業

住民記録システム等の標準化・共通化において、予算の約4割に相当する2億2,493万200円もの予算が、事業未完のため令和8年度へ繰り越されている。システムの移行作業にどのような影響が生じたのか、移行スケジュールに影響はなかったのか、市の見解を伺う。

(2) デマンド交通の予約申し込み件数と、その内、予約がとれなかった件数

予約申し込み件数19,749件に対して、予約が取れなかった件数が年間で「606件」に達している。この事実をどのように捉えているか、市の見解を伺う。

(3) 特養老人ホーム待機者数（施設ごと）及び久喜市民の待機者数

特養の待機者数が234人、うち久喜市民が188人も存在している。特に栗橋地区や鷺宮地区の施設で市民の待機者が突出しており、この現実をどのように捉えているか、市の見解を伺う。

○ 通告第 7 号 瀬川 泰祐 議員

(1) 不用額 35.4 億円について

当初予算の積算（見積もり）が過大であり、執行管理が甘い予算編成になってはいないか見解を伺う。

(2) 時間外勤務手当の支給状況について

ア 全庁的な時間外勤務手当の支給総額は 2 億円を超え、特定の部署に極端な業務負荷が偏重している状況が見受けられる。これは現場の疲弊、そして財政運営における「コストの不確実性」を増大させる大きな要因といえる。現在の庁舎内の業務負荷の現状をどのように認識しているか。市の見解を伺う。

イ 現在、多様な雇用形態が行政サービスの維持に活用されているが、非正規職員への過度な依存も懸念される。この状況をどのように認識しているか。市の見解を伺う。

(3) P364 部活動地域移行推進事業

ア 不用額の内訳と不用額が出た理由を伺う。

イ 部活動地域移行の進捗状況を改めて伺う。

ウ 学校の教員が存在せずに土日の活動を行えているところは、全体のうちのどの程度あるのかを伺う。またその状況は、今後の久喜市の部活動の形として、予定通りのことなのか、市の見解を伺う。

○ 通告第 8 号 渡辺 昌代 議員

(1) P33 国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について伺う。

ア 充当先では全て予算を使い切ることが出来たのか、返還金が出ているので出来てはいないと考えるがどのような現状であったのか伺う。

イ 繰越明許費 121,407,928 円の説明を求める。

ウ P108 企画費の物価高騰支援「くらし応援商品券」配付事業で不用額と繰越明許費が出ている理由について伺う。

(2) P118 総務費 総務管理費 文化会館費

ア 久喜総合文化会館の改修工事が数年にわたり行われている。これまでの工事では何パーセントまで終了したのか伺う。

イ 今年度（令和 8 年）で全て完了となるのか。

ウ 改修工事をすることによって指定管理者の事業運営に影響はあったか伺う。

(3) P268 衛生費 環境衛生費 環境衛生総務費

ア 地域脱炭素移行・再エネ推進事業の不用額について伺う。

イ 繰越明許費について伺う。

(4) P286 農林水産業費 農業費 農業総務費

農業経営安定推進事業の病虫害防除事業補助金について、令和 6 年度は十分に農家に行き渡らず一部では発生が防げていなかったが令和 7 年度はどうであったか伺う。

○ 通告第 10 号 杉山 鎮夫 議員

(1) P108 電算管理費について

ア 本市のネットワークの運用状況について、総務省ガイドラインの α 、 α' 、 β 等のいずれを採用しているかを伺う。

イ 文書作成など市職員が共通して使うソフトウェアの運用状況について伺う。

(2) 自治体情報システム標準化にかかる年次毎の業務委託費について

住民情報システム等標準化の進捗状況とガバメントクラウドの採用経緯について伺う。

(3) P112 人権推進費について

人権啓発推進事業、人権尊重事業について、事業の詳細内容を伺う。

(4) P259 保健予防費について

予防接種健康被害給付金の詳細について伺う。

○ 通告第 13 号 川辺 美信 議員

(1) 部署別の時間外勤務手当の対象職員数、時間数、時間外勤務手当の金額、各月別の集計

ア 危機管理課・財政課の時間外勤務が突出している要因について、2025 年度の 1 人あたり時間外勤務時間は、危機管理課が 407 時間、財政課が 646 時間となっており、全体では 112 時間（2024 年度より 8 時間減）でした。危機管理課および財政課の時間外勤務が突出している要因についてお伺いします。

イ 2025 年 7 月 7 日より開庁時間を 60 分短縮し、2025 年 7 月以降の時間外勤務手当の削減見込み額を約 700 万円と試算していましたが、その効果についてお伺いします。

(2) 職員の休暇別取得人数、日数、取得率

ア 厚生労働省は 2019 年 4 月から、年 10 日以上之年次有給休暇が付与される労働者に対し、年 5 日について使用者による時季指定取得を義務付けています。そこで、年次有給休暇取得が 5 日未満の職員数、および最低取得日数（時間）をお伺いします。

イ 有給休暇取得計画書の把握と指導体制について、2025 年 9 月定例会議の答弁では、「年次有給休暇の取得日数が 5 日未満の職員が所属長と調整の上、作成し、各所属で業務管理の一助として使用している」とありました。しかし、取得日数が 5 日未満の職員を所属任せとするだけでは改善が進んできませんでした。そこで、人事課としても有給休暇取得計画書を把握し、必要に応じて指導や助言を行うべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

ウ 取得率 50%未満が 4 課あります。ワークライフバランスを進める観点から、各課の取得率を最低でも 50%、全体の取得率も 80%以上に引き上げるべきですが、市の見解をお伺いします。

(3) 会計年度任用職員の休暇別取得人数、日数、取得率

ア 年次有給休暇の取得率は以下のとおりです。0.0%が 1 課、15.6%が 1 課、20~30%未満が 6 部課、30~40%未満が 10 部課、40~50%未満が 10 部課で、全体で 43.0%（2024 年度 42.8%から 0.2 ポイント増）でした。会計年度任用職員は翌年度の雇用継続が不確定で、休暇を繰り越せない可能性があります。そこで、取得率向上のために具体的にどの

ような対策を講じてきたのか、また、それでも取得率が低い要因について市の見解をお伺いします。

イ 年次有給休暇の取得日数が5日未満であった職員数をお伺いします。また、最低の取得日数（時間）をお伺いします。

ウ 2023年9月議会では「10日以上のお休暇が付与される職員にも計画書提出を求める」と答弁があり、2025年9月定例会議では「正職員と同様の取扱い」との答弁がありました。取得日数が5日未満の職員を所属任せとするだけでは改善が進んでいませんでした。そこで、人事課としても計画書を把握し、必要に応じて指導や助言を行うべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

(4) 就学援助 医療扶助 医療券・調剤券の発行枚数

ア 医療券・調剤券の発行に関する対象児童・生徒数をお伺いします。

イ マイナ保険証所持者のオンライン資格確認情報による受診数および調剤数をお伺いします。

(5) 児童生徒の健康診断受診状況、処置状況

ア 中学校全体で、当該年度に処置をした生徒の割合が52.6%と低い状況が続いています。その理由をお伺いします。

イ 処置率60%未満の学校は以下のとおりです（13校）。青葉小57.1%、菖蒲小47.4%、菖蒲東小43.1%、栗橋南小54.0%、鷺宮小41.2%、桜田小59.02%、久喜中56.3%、久喜南中52.6%、久喜東中52.4%、太東中26.5%、栗橋東中39.7%、栗橋西中46.7%、鷺宮東中30.8%。2024年度の9校から増加しています。増加した要因をお伺いします。

ウ 処置率を引き上げるため、どのような取り組みを行ってきたのかお伺いします。

(6) P20～P21 地方消費税交付金

ア 地方消費税交付金3,984,750,000円のうち、「一般会計決算における社会保障4経費及びその他の社会保障施策に要する経費」に計上されている地方消費税交付金（社会保障財源化分）2,149,009,000円について、その内訳および位置付けをお伺いします。

イ 消費税は社会保障の重要な財源とされていますが、地方消費税交付金（社会保障財源化分）2,149,009,000円は、社会保障4経費およびその他の社会保障施策に要する経費総額25,829,541,000円の8.32%にとどまっています。この交付金が、市民の社会保障費負担の軽減や社会保障施策の充実にどのように活用されているのか、市の見解をお伺いします。

(7) P326～P327 久喜駅周辺まちづくり推進事業

久喜駅西口周辺まちづくり検討業務委託料について、委託業務の内容をお伺いします。

(8) P326～P327 久喜駅周辺まちづくり推進事業【繰越明許費分】

久喜駅西口周辺まちづくり調査設計業務委託料について、委託業務の内容をお伺いします。

○ 通告第15号 奈良 政宏 議員

(1) P138 総務費 スポーツ振興費 久喜マラソン大会事業

今回の久喜マラソン大会の実績をふまえた本事業の評価を伺う。

(2) P364 教育費 教育指導費 部活動地域移行推進事業

予算額 2,645 万 8,000 円に対して 1,796 万 6,987 円の不用額が出ているが、実績をふまえた本事業の評価を伺う。

○ 通告第 16 号 坂本 和久 議員

(1) 10 款 教育費

植木等手入業務、樹木伐採業務、樹木剪定業務、除草業務のそれぞれの業務内容を伺う。

(2) P366～P367 小学校運営事業 植木等手入業務委託料

ア 青葉小学校、久喜北小学校で支出がないのはなぜか。

イ 最高額は太田小学校と菖蒲東小学校の 19 万 8 千円、最低額は青毛小学校の 5 万 5 千円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

(3) P370～P371 小学校維持管理事業

ア 樹木伐採業務委託料について、最高額は栢間小学校の 105 万 6 千円、最低額は本町小学校の 3 万 8,500 円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

イ 樹木剪定業務委託料について、最高額は久喜東小学校の 958 万 1 千円、最低額は江面小学校の 9 万 1,300 円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

ウ 除草業務委託料について、支出が旧上内小学校のみなのはなぜか。

(4) P376～P377 中学校運営事業 植木等手入業務委託料

ア 最高額は鷺宮西中学校の 28 万 500 円、最低額は久喜南中学校の 5 万円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

(5) P380～P381 中学校維持管理事業

ア 樹木伐採業務委託料について、最高額は久喜中学校の 61 万 6 千円、最低額は久喜東中学校の 15 万 4,000 円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

イ 樹木剪定業務委託料について、最高額は久喜南中学校の 159 万 4,450 円、最低額は菖蒲中学校の 9 万 9 千円であるが、各学校によって支出額に差があるのはなぜか。

ウ 除草業務委託料について、支出が旧菖蒲南中学校のみなのはなぜか。

○ 通告第 17 号 杉野 修 議員

(1) 4 地区の公園内トイレについて

和式が 69 であるが、令和 7 年度内に洋式化した基数を伺う。また残った和式トイレの洋式化転換計画はできているのか伺う。

(2) P138～P141 体育施設管理事業 業務委託料

プールの利用者のうち小・中学生が菖蒲温水プールを使った数が 4,103 人、鷺宮温水プールを使った数は 4,070 人となっているが、これは水泳授業としての団体利用者か。また授業として市営プールを利用している学校はどこか、伺う。

(3) P330 8 款 土木費 都市計画費 東鷺宮駅周辺整備事業

本事業のうち、立体通路について計画段階での推計利用人数は 1,587 人だったが、その後調査は行ったか。また、行政としての事後評価はどのようなか伺う。

(4) P362 10 款 教育費 教育指導費 プール授業外部委託事業 3,942,400 円について、以下伺う。

- ア 学校ごとの参加人数
- イ 移動手段
- ウ 移動時間
- エ 授業コマ数

議案第 28 号**令和 7 年度久喜市下水道事業会計決算認定について****○ 通告第 6 号 新井 兼 議員**

- (1) 汚水処理経費に対する使用料収入の割合（経費回収率）が、公共下水道で 72.70%、農業集落排水で 65.94%に留まる中、一般会計から 2 億 5,103 万 6,000 円の他会計補助金を注入している経営実態は健全とは言えない。中期的な経営改革ロードマップをどのように描いているのか見解を伺う。

議案第 29 号

令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

○ 通告第 1 号 田村 栄子 議員

（1）P40 青少年健全育成事業

ア こどもたちの遊びの場・学習の場として施設を解放する日数は、どのような基準・考え方で設定したのか。

イ 市内の児童・生徒が施設を利用する際の移動手段について、市として安全確保をどのように考えているのか。徒歩・自転車・公共交通など、具体的な想定を伺う。

ウ 毎日興業アリーナ久喜サブアリーナにおいて、児童・生徒の安全を見守る職員等は常駐するのか。また、配置人数は何名を予定しているのか。

○ 通告第 2 号 宮崎 あき 議員

（1）P44 ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

ア 路上喫煙禁止区域に指定された後も、たばこのポイ捨てが全て無くなるとは考えにくい。指定後、該当エリアの清掃は誰がどのくらいの頻度で実施するのか。

イ 環境保全巡視員は路上喫煙やポイ捨てなどの行為に対して注意や指導を行っているが、指定後の巡回頻度や体制は現状を維持するのか、強化される予定があるのか伺う。

ウ 南栗橋駅西口の出口付近にある駐車場・駐輪場（東武鉄道の敷地）内で、駐車場・駐輪場利用者以外の通行人が喫煙している状況が見受けられる。同じ駅前エリアであるため、市として東武鉄道と連携した啓発や指導などの対応を行うべきと考えるが、見解を伺う。

エ 禁止区域指定に伴い、南栗橋駅・鷲宮駅の出口周辺に、指定喫煙所を設ける予定はあるのか伺う。

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

（1）5 号補正の結果、2026 年度末の財政調整基金残高は 25 億円と見込まれている。

市長が「久喜市財政緊急対策・再建宣言」の資料では、2026 年度末に財政調整基金は 34 億円という見通しだったが、30 億円程度は確保するべきである。

年度途中の増減はあるとしても、30 億円程度の維持を財政運営の基本とするべきである。下半期の財調基金確保について、財政運営の考え方を示されたい。

○ 通告第 7 号 瀬川 泰祐 議員

（1）P18 ネイチャーポジティブ推進事業補助金

ア 当初予算に計上した被害木の伐採及び薬剤購入等について、県のネイチャーポジティブ推進事業補助金をどのように活用する予定なのか伺う。

イ 県補助を活用することで市の一般財源負担が軽減されることにはなりますが、その財源効果を活用して、防除対象の拡大や薬剤購入量の増加など、事業を拡充する検討は行ったのか伺います。

(2) P28 コミュニティ施設管理事業

栗橋中央コミュニティセンターの補修工事について、予算計上の背景および工事内容を伺う。

(3) P30 市税収納事業

ア 平成 24 年度評価替え時の確認不足が原因とされているが、なぜこれまでの評価替えのタイミングで修正・発見ができなかったのか。

イ 再発防止策を伺う。

(4) P44 ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

路上喫煙禁止区域を指定すれば、その区域を出たところでポイ捨てが行われる可能性がある。当該駅の周辺には住宅街が広がっているが、近隣住民に影響が出る可能性はないのか。また南栗橋駅および鷺宮駅には喫煙所を設置し、根本解決する考えはあるか。見解を伺う。

○ 通告第 8 号 渡辺 昌代 議員

(1) P20 県支出 県補助金

教育総務費補助金について、「部活動指導員活用事業補助金」をすべてマイナスとして「地方スポーツ振興費補助金」「文化芸術振興費補助金」へ変更になったことについて、市の認識を伺う。

(2) P31 総務費 徴税費

過誤納還付金について、該当者への連絡、今後のスケジュールを伺う。

(3) P45 衛生費 環境衛生費

地域脱炭素移行・再エネ推進事業として計上されていた「水上太陽光発電設備設置補助金 3 億 2,450 万円」と、今回の「占用料」228 万 8 千円の関係の説明を求める。

(4) P49 農林水産業費 農業費

農業者トレーニングセンター解体事業について急に決まったことか、経緯を伺う。また、備品については利用できるものはないのか伺う。

(5) P47 衛生費 清掃費

電気引込工事負担金について財源内訳の変更と考えるが、理由の説明を求める。軟弱地の見直しという説明もあったと思うが新たな久喜市の負担となるのか伺う。

○ 通告第 13 号 川辺 美信 議員

(1) P16~P17 軽自動車税・地方揮発油譲与税・環境性能割交付金・地方特例交付金

地方揮発油譲与税、環境性能割交付金、軽自動車環境性能割の廃止に伴い、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金へと変更されています。これは、環境性能割の廃止や暫定税率の廃止などにより地方税収が減少するため、これを補填する目的で新たに地方特例交付金として減収補填特例交付金

を交付するとされています。そこで、次の項目をお伺いします。

ア 従来の交付金（環境性能割交付金、軽自動車環境性能割交付金、地方揮発油譲与税など）が廃止され、減収補填特例交付金へと変更された理由について市の認識をお伺いします。

イ これらの交付金が「地方特例交付金」として整理されたことにより、従来の交付金と比べて内容（対象経費、算定方法、用途等）に違いがあるのかお伺いします。また、財源の変更により、市の負担などに変化が生じるのかお伺いします。

（２）P18～P19 県支出金・総務管理費補助金

埼玉県「地域公共交通ＤＸ・コンパクト＋ネットワーク促進事業補助金」が交付されなかった理由をお伺いします。

（３）P26～P27 職員給与費

職員給与費が 156,101,000 円の減となっています。また、当初予算における職員数は 234 人から 216 人へ 18 人減少しています。そこで、当初予算から職員数が 18 人減少した理由について、どのような要因によるものなのかお伺いします。

（４）P40～P41 職員給与費・会計年度任用職員給与費

職員給与費が 59,664,000 円の減となっている一方で、会計年度任用職員給与費は 65,481,000 円の増となっています。さらに、当初予算における職員数は 100 人から 85 人へ減少し、会計年度任用職員はパートタイムが 39 人から 53 人、フルタイムが 17 人から 32 人と増加しています。これらの状況を踏まえ、職員給与費が減額となった理由および会計年度任用職員給与費が大幅に増額となった理由についてお伺いします。

（５）P46～P47 ごみ処理施設整備推進事業

ア 電気引込工事負担金のうち、宮代町負担金 10,668,000 円の算定根拠についてお伺いします。

イ 歳入（P18～P19）に計上されているごみ処理手数料 55,000,000 円について、本事業の用途として適当であるのか、市の見解をお伺いします。

（６）P20～P21 教育総務費補助金・教育総務費委託金

部活動指導員活用事業補助金、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金、文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）委託金が、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業）および文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業）へと変更されています。埼玉県の交付要綱では、2026 年度から新たに「地方スポーツ振興費補助金」を適用し、従来の「運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱」を廃止するとされています。そこで、次の項目をお伺いします。

ア これらの補助金名称が変更された理由について、市の認識をお伺いします。特に、県要綱の改正により、従来の事業が「地域クラブ活動支援」「体制整備」「平日地域展開の実証」「部活動指導員配置支援」などに再整理されたこととの関係についてお伺いします。

イ 財源が新たな補助金（地方スポーツ振興費補助金・文化芸術振興費補助金）へ変更されたことにより、事業内容・対象経費・実施方法等に変更が生じたのかお伺いします。また、従来の事業と比較して、市の負担や事務量に変化があるのかお伺いします。

○ 通告第 15 号 奈良 政宏 議員

(1) P44 衛生費 環境保全費 ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

南栗橋駅東西口、鷺宮駅東西口に令和 9 年 4 月 1 日予定している新たな路上喫煙禁止区域の指定について以下伺う。

ア 路上喫煙禁止区域の範囲を伺う。

イ 喫煙所を設置する予定があるのか伺う。

議案第 39 号

**久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例**

○ 通告第 8 号 渡辺 昌代 議員

(1) 別表第 1 について

手数料については消費税がプラスされた料金となっている。その中で、動物の死体については利根斎場組合で焼却していたかと思うが、今後は、動物の死体の焼却をどうしていくのか相談をしているか伺う。

(2) 大規模災害の時の廃棄物・ゴミの受け入れ集積はどのように規定しているか伺う。

○ 通告第1号 田村 栄子 議員

- (1) 久喜市クリーンセンター余熱利用施設を利用するための移動手段として、公共交通の新設、既存路線の延伸、コミュニティバス、送迎車の運行などが考えられる。特に鷲宮温水プール利用者にとっての具体的な移動手段の検討状況を伺う。

○ 通告第2号 宮崎 あき 議員

- (1) 休館日は「火曜日」および「年末年始」とされているが、週1日の休館日を設けるに至った経緯を伺う。
- (2) 温水プール、温浴施設、多目的室、防音室等の「各部屋の面積」「収容定員」「同時に利用可能な人数」を伺う。
- (3) トレーニングルームの運動器具の種類や台数、また初心者・高齢者への配慮について伺う。
- (4) 義務教育諸学校の利用申請については、通常の制限を除外する規定が設けられているが、どの程度の利用を見込んでいるのか。
- (5) 久喜市又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町に住所を有さない利用者からは2倍の使用料を徴収する旨が記載されている。対象地域の選定と、差額の設定理由について伺う。

○ 通告第3号 大橋 きよみ 議員

- (1) 障がいのある方やその介助者の、使用料・利用料金の減免の考えについて伺う。
また、具体的な減免対象や減免額について規則等で定める予定か伺う。
- (2) 本施設は平常時の健康増進や賑わいの創出だけでなく、これまでの議会答弁では災害時に被災した市民を受け入れ、温浴施設や調理設備、冷暖房設備等を使用できる施設として整備することが示されていた。一方、今回の条例では第1条の設置目的を含め、災害時の活用について明確な規定がない。災害時の役割を第1条の設置目的に位置付けなかった理由と、災害時の被災者受入れをどのように担保するのか伺う。
- (3) 指定管理者による運営の場合、災害時に市の要請によって被災者を受け入れ、温浴施設等を使用できるよう、市と指定管理者との役割分担を含め災害時の対応を基本協定や仕様書等に明確に位置付けるのか考えを伺う。
- (4) 第12条及び第19条に規定する使用料・利用料金の減免と免除について、災害時等の取扱いはあらかじめ定めておくのか考えを伺う。

○ 通告第4号 猪股 和雄 議員

(1) これまで老人福祉センター廃止の理由は、余熱利用施設で同様の施設ができるからと説明されてきた。しかし老人福祉センターの利用料金は、6市町の60歳以上の者は無料であったが、余熱利用施設で温浴施設を利用する場合、65歳以上は400円となり、負担増となるのは明らかである。

ア これでは代替の施設で、同様に利用できるとは言えないが、見解を問う。

イ 高齢者の料金設定は老人福祉センターの温浴施設と同様にすべきだが、どのように協議してきたか。

(2) 余熱利用移設への公共的交通が貧弱なので、特に鷺宮・栗橋方面の市民はアクセス方法や交通料金の面からも極めて利用しにくくなることが予想されるが、見解を問う。

(3) これまで鷺宮および菖蒲温水プールを廃止する理由として、余熱利用施設の温水プールができると説明されてきた。しかし利用料金が全体的に値上げされる中で、特に65歳以上の高齢者は200円から400円へと2倍に引き上げられる。

ア これではこれまでの温水プールを利用していた市民にとっては同様の代替の施設として利用できるとは言えないが認識を伺う。

イ 余熱利用施設の温水プールの利用料金について、現在の温水プールの料金と同様にすべきだが、どのように協議してきたか。

ウ 利用者への説明をどのように行ってきたか。利用者や地域住民の理解を得たと考えているか。

○ 通告第8号 渡辺 昌代 議員

(1) 久喜市クリーンセンター余熱利用施設を菖蒲老人福祉センターの代替施設としていることについて以下伺う。

ア 菖蒲老人福祉センターのカラオケを週に4日～5日行っていた方がここを利用した場合一か月の利用料金はいくらになるか伺う。

イ 菖蒲老人福祉センターのお風呂を週に4日～5日利用していた方がここを利用した場合一か月の利用料金はいくらになるか伺う。

ウ 菖蒲老人福祉センターのカラオケを利用していた方たちが防音室の団体利用が可能と考えているのか伺う。

エ 菖蒲老人福祉センターの車で送迎していた方がデマンドバスやふれあいタクシーを利用した場合料金はいくらぐらいになるのか、週に4日利用し、栢間・小林から通う場合を想定して伺う。

オ 今後は菖蒲老人福祉センターの利用者も一般の方と同様に競争で場所の予約をしなければならないのか伺う。

カ せめて高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」と同様の料金とすべきではないか伺う。

キ これまで老人福祉センターで活動してきた方は減免対象とすべきではないか伺う。

(2) この施設は災害避難所としての指定とするのか伺う。

(3) 市内の公立学校のプール利用はどのようなになるのか伺う。

○ 通告第12号 速山 武士 議員

(1) 温水プールの料金が菖蒲温水プール及び鷺宮プールより引き上げられますが、その合理的理由を伺います。

○ 通告第13号 川辺 美信 議員

- (1) 余熱利用施設の概要について、有料施設・無料施設の区分を含め、どのような施設が整備されるのかお伺いします。
- (2) 余熱利用施設の開館時間と、各施設の利用時間についてお伺いします。
- (3) 別表1および別表2で示された利用料金の算定根拠をお伺いします。
- (4) 温水プール、温浴施設、トレーニングルームの65歳以上の利用料金が400円とされています。現在の料金（プール200円、温浴施設100円、トレーニングルーム200円）と比較すると、一般および小中学生の区分と比べて大幅な引き上げとなっています。そこで、この料金設定の根拠をお伺いします。また、高齢者の負担増につながることから、利用料金は引き下げるべきと考えますが市の見解をお伺いします。
- (5) 義務教育諸学校の児童生徒が授業として利用することが想定されています。そこで、温水プールについて、スイミングスクールとしての機能を備えているのかお伺いします。
- (6) 余熱利用施設と本多静六記念公園の来場者数を年間40万人と見込んでおり、記念日や周年祭などを設け、多くの来場者を見込んでいるとされています。そこで、一日の最大来場者数の見込みと、その来場者数に対応する駐車場の必要台数分が整備されるのかお伺いします。
- (7) 地域公共交通を利用する来場者への対応として、日曜日にコミュニティバスを運行する、および路線バス（大和バス）の運行本数の増便を求める考えがあるのかお伺いします。

○ 通告第17号 杉野 修 議員

- (1) 別表第1、第2にある利用料金はどのような根拠で決めたのか伺う。
また、今後の経営状況や景気動向などの変化によって利用料金に変動性があつた場合、料金の決定権者は誰か伺う。
- (2) プールについては、小中学校の水泳授業をどれくらいのボリューム（時間、回数、学校数など）で受け入れる計画なのか伺う。また、それは今後、菖蒲温水プールと鷺宮温水プールの廃止が進む中で、義務教育の「受け皿」として成立するのか伺う。
- (3) 施設の事業・サービスごとに管理、運営に責任を持つ会社は決まっているのか伺う。

議案第 4 2 号	久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例
-----------	-------------------------

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

- (1) 健康福祉センター（くりむ）の改修後の施設配置、および各施設の面積、定員（利用可能人数）を説明されたい。

○ 通告第 7 号 瀬川 泰祐 議員

- (1) 大型遊具や図書室などは、以前と変わらず無料で利用可能か、伺う。
- (2) 当施設は、栗橋中央コミュニティセンターの代替え施設という意味合いもあると認識しているが、300 円という金額は、代替え施設の案内として、妥当性があると考えているか。また金額も含め、営業再開にあたり、団体や市民への案内はどのように行うのか、伺う。
- (3) 過去の議論では、鍵の貸し借りなど、細かな運用を決めてから運営再開とのことだった。実際の運用に関する準備の進捗状況を伺う。
- (4) 今回トレーニングルームの機材はこれまでのものを利用する方針は理解するが、今後、機材を更新する計画はあるのか、伺う。

議案第 4 3 号	久喜市老人福祉センター条例を廃止する条例
-----------	----------------------

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

(1) 菖蒲、鷺宮の両施設を利用していた方々への説明をどう進めてきたか。廃止について利用者らの理解を得ていると考えるか。

(2) 高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」は今後も存続させるのか。

温浴施設としては老人福祉センターと同じで、余熱利用施設の温浴施設と機能が重複する。老人福祉センターは廃止して、高齢者福祉センターは存続する理由を説明されたい。

高齢者福祉センターはこれまで条例に基づかないで、実施要綱で設置、運営し、利用料金も要綱で規定して徴収してきた。今後もこのまま継続するのか。利用者から料金を徴収する規定であれば、条例に規定するべきではないか。

○ 通告第 5 号 福井 奈穂美 議員

(1) 高齢者の居場所機能について

グランドゴルフ場はそのまま利用できると伺っているが、市の見解を改めて確認する。

○ 通告第 6 号 新井 兼 議員

- (1) これまでも第 3 次久喜市健康増進・食育推進計画などに基づき、乳幼児から高齢者までを対象とした歯科口腔保健の取り組みを実施してきたものと認識している。既存の計画や事業によって歯科口腔保健を推進することに加えて、本条例が制定されることによって、これまでと何が変わるのか、市の見解を伺う。
- (2) 本条例案では、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者等、それぞれの役割や責務が規定されている。一方で、条例の中には努力義務として規定されている事項も多いことから、本条例を単なる理念を示す条例に終わらせず、実効性のあるものとするため、どのような仕組みを考えているのか。例えば、進捗状況を検証する会議体の設置や、久喜市歯科医師会等の関係団体との継続的な協議の場の確保など、具体的な方策を想定していれば、あわせて市の見解を伺う。
- (3) 条例案第 8 条では、「地域、社会経済状況等の違いによる集団間の健康状態の差」の縮小を図ることが規定されている。現在、本市において、所得、居住地域、年齢などによって、歯科健診の受診状況やむし歯、歯周病などの状況に差があると認識しているのか、市の見解を伺う。
- (4) 条例案第 9 条では、「必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める」と規定している。「必要な財政上の措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、市の見解を伺う。
- (5) 条例に基づく取り組みによって、市民の歯と口腔の健康状態が改善したかどうかを検証していくことが重要と考える。条例制定後、どのような指標によって成果を検証していくのか、市の見解を伺う。

○ 通告第 9 号 成田 ルミ子 議員

- (1) 現在の歯科保健事業にはどのような課題があり、本条例の制定によって具体的に何が変わるのか、新たに実施または拡充する事業について伺う。
- (2) 第 1 条で施策を総合的かつ計画的に推進するとあるが、本条例に推進計画の策定、数値目標、施策の評価、実施状況の公表に関する規定が入っていない理由を伺う。
- (3) 第 7 条では、事業者は雇用する従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとするとしてあるが、具体的に事業者に対しどのような働きかけや支援で従業員が定期的に歯科健診を受けられる環境を整えていくのか伺う。
- (4) 第 8 条第 4 号では健康格差の縮小が挙げられているが、歯科健診や治療につながりにくい市民の実態をどのように把握し、具体的にどのような支援をおこなうのか伺う。

- (5) 第8条第5号で大規模災害時における歯と口腔の健康づくりに係る体制の整備に関する施策とあるが、避難所での口腔ケア、応急歯科治療、口腔ケア用品の備蓄、支援にあたる人材の確保をどのように具体化するか伺う。
- (6) 第4条では市が施策を実施する責務を有するとあるが、第9条の財政上の措置では語尾が講ずるように努めると努力規定となっている。本条例の実効性を確保するため、どのような予算措置及び実施体制を講じる考えか伺う。

○ 通告第11号 井上 忠昭 議員

- (1) 第8条第2号で「障がいのある者、介護を必要とする者その他の者であって、歯科医療を受けることが困難なもの」とあるが、対象者や生活環境（在宅・施設など）の幅は広く、必要な支援は多様である。どこを最優先、あるいは重点的に想定してこの条項を起草されたのか、見解を伺う。
- (2) 第8条第2号につき、第3条第3号、第4条第2項、第6条で、これらの方々への口腔ケアには、歯科医療等業務従事者等の専門的関与だけでなく、日頃接する保健等業務従事者等との連携や、さらにはマンパワーの確保が不可欠となる。これら条項を根拠に、今後どのような具体的な推進体制や事業を構築していくお考えか、具体的なイメージを伺う。
- (3) 本条例の制定により、これまでの久喜市高齢者福祉計画や久喜市障がい者福祉計画における口腔ケアの施策をどうアップデートするのか考えを伺う。
- (4) 第8条第5号を基に、断水や水不足が想定される災害初期において、口腔ケア用ウェットティッシュや液体歯磨きなどの物資の備蓄や体制が今後どのように強化される方針か伺います。
- (5) 災害時、避難所へ歯科医療等業務従事者等を迅速に派遣・巡回させるための体制や受入体制について、久喜市地域防災計画と本条例をどのように連動させ、実効性を担保していく想定か、具体的な問題意識を伺います。
- (6) 災害時に口腔ケアがなぜ必要なのか（誤嚥性肺炎を予防し災害関連死を防ぐ等）、市民や避難所運営者に平時からどう周知するのか。また、実際に大規模災害時の避難所運営の中でどのように周知するのか伺います。

議案第 4 5 号

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

○ 通告第 1 7 号 杉野 修 議員

- (1) 菖蒲、鷺宮の 2 か所の温水プールを廃止する計画について利用者、市民にどのように説明をし、どのように合意を得てきたのか伺う。
- (2) 施設の老朽化を廃止する理由の一つとしているが、久喜市はどんな行政努力をしたのか伺う。

○ 通告第4号 猪股 和雄 議員

- (1) 本多静六記念公園の施設については、「イメージ図」しか公表されていないが、各施設の面積、利用可能人数を説明されたい。ランニングコースの幅や延長距離を説明されたい。
- (2) バーベキュー場の位置及び設備内容について説明されたい。また、洗い場、調理場、備品等の整備をどのように進めるのか。
- (3) 利用時間を「規則で定める時間」とした理由を説明されたい。規則でどのように定めるのか、具体的に明らかにされたい。
また、バーベキュー場の「休み」はあるのか。年中無休か。

○ 通告第8号 渡辺 昌代 議員

- (1) バーベキューの利用のみとなるのか。テントを張ったり、花火をしたりの利用はどうなのか、そのような規定はどこで定めるのか伺う。

議案第 47 号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
----------	---

○ 通告第 14 号 園部 茂雄 議員

- (1) 新たな義務化に伴う事務負担の軽減について、犯罪事実確認の手続きは、小規模な家庭的保育事業者等にとって、手続き方法の理解や申請業務など、新たな事務負担増となることが予想されます。日々の保育業務や書類作成に追われる現場において、本来の保育に支障が生じないよう、久喜市としてマニュアルの作成や分かりやすい相談窓口の設置など、具体的な事務支援を行う考えがあるか伺います。
- (2) 採用プロセスと人材確保への影響について、採用時に「犯罪事実確認」のプロセスが加わることで、求職者の内定から実際の就業（配置）までに時間を要することが懸念されます。急な欠員発生時に、手続きの遅れが迅速な人材確保を妨げ、現場の負担が増大するリスクについて、市はどのように認識しているか伺います。また、手続き期間中の一時的な代替要員の確保や、柔軟な運用に向けたガイドライン・支援策の検討状況についても併せて伺います。
- (3) 施行に向けた周知期間とサポート体制について、本条例は令和 8 年 12 月 25 日に施行予定であり、現在従事している職員や新規採用予定者への説明、事業者側の準備期間は限られています。現場での混乱や法令違反を防ぐため、対象事業者に対して、どのようなスケジュールで周知徹底を図り、準備を伴走支援していくのか、市の具体的な計画を伺います。

議案第 49 号

**指定管理者の指定について（久喜市クリーンセンター
余熱利用施設及び久喜市本多静六記念公園）**

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

（１）指定管理者の人員配置、施設の管理方法、利用申請等の方法について説明されたい。

○ 通告第 8 号 渡辺 昌代 議員

- （１）20 年間の契約となっているが、途中物価変動があった時、災害時は契約がどのようなのか伺う。
- （２）地域雇用については、市からの要望を受け入れてもらえる状況か伺う。
- （３）自主事業とは何を指しているのか伺う。
- （４）火災など災害が起きた時の対策、責任者はどのようなになっているのか伺う。また、避難訓練はどのように行うと聞いているのか伺う。

○ 通告第 17 号 杉野 修 議員

- （１）PFI 事業であり、同時に性質が異なる施設を一括して管理を任せることは困難やリスクを伴うものである。事業単位で「性能基準」の明確化をする必要がないか伺う（数値目標や責任）。

議案第 5 1 号	久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について
-----------	-----------------------

○ 通告第 7 号 瀬川 泰祐 議員

- (1) 久喜宮代清掃センターは、所在地の一部が宮代町でありながら、建物は久喜市が財産を承継することになっている。今後、久喜市で解体するという役割分担となっているが、久喜市が解体することになった理由を伺う。
- (2) 解体事業主体となることによるリスクをどのように見込んでいるのか。また、現時点で、解体時期など、取り決められていること、今後取り決めるべき課題にはどのようなものがあるのか、伺う。

議案第 5 2 号

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託について

○ 通告第 1 号 田村 栄子 議員

- (1) 事務委託の協議経過について、宮代町との間でいつからどのような協議を行い、本議会提出に至ったか、経緯を伺う。
- (2) 別紙規約に基づき事務を受託するとあるが、規約の主な内容（責任分担・期間等）について、要点を伺う。
- (3) 久喜市側の業務量・体制・財務負担にどのような影響が生じるのか、具体的な見通しを伺う。

報告第 27 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）
----------	------------------------------------

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

（１）公用車の損傷と損害額、修理費用、人身被害の状況を説明されたい。

報告第 30 号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市公共施設（69施設）LED照明賃貸借）
----------	--

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

（１）賃貸借による設置・維持管理費用と、購入による費用の積算、内訳も含めて、比較を示されたい。

10 年ごとに、新たに賃貸借契約の更新を繰り返すのか。